

# 「埼玉県小規模企業振興基本条例（仮称）」骨子案に対する

## パブリックコメント（意見募集）の実施について

「埼玉県小規模企業振興基本条例（仮称）」の策定に当たり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記のとおりご意見を募集いたします。

### 記

#### 1 募集期間

平成29年10月16日（月）～平成29年11月15日（水）（当日消印有効）

#### 2 ご意見の提出方法

##### （1）記載事項

ア 個人でご提出いただく場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じて、性別、年齢、電話番号などを追加してください。>

イ 法人、その他の団体でご提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 様式は自由です。

##### （2）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ ファクシミリの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail: kudou@jimin-saitama.net

※ 電子メールで送信の際は、件名を「埼玉県小規模企業振興基本条例」としてください。

### 3 ご意見の取扱い

- (1) 提出していただいたご意見を考慮して、「埼玉県小規模企業振興基本条例」を策定いたします。
- (2) 個々のご意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんのでご了承ください。

### 4 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

T E L 048-824-3297

F A X 048-824-3328

E-mail kudou@jimin-saitama.net

以上

# 埼玉県小規模企業振興基本条例（仮称） 骨子案

## I 条例制定の背景

本県は、今後、全国トップクラスのスピードで高齢化が進行すると見込まれています。さらに、総人口・生産年齢人口の減少による社会の活力の低下が懸念されています。

また、小規模企業は、地域に根差し、地元の需要に応え、雇用を担っていますが、人口減少・高齢化・海外との競争の激化などに直面し、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えているのが実情です。

こうした中で、小規模企業が経済社会状況の変化に柔軟に対応して経営を持続していくことや、起業・第2創業などで新たな事業展開がされることは、当該小規模企業のみならず、地域全体の活性化につながるものであり、極めて重要です。

国においては小規模企業振興基本法を制定するなどして小規模企業に焦点を当てている中、国の動きとも連携しつつ、県が小規模企業の振興に危機感をもって一層積極的に取り組む必要があると考えます。

そこで、埼玉県自由民主党議員団では、小規模企業の振興に関する県の施策の基本方向を定める条例の制定が必要であると考え、本条例案について検討してまいりました。

## II 条例の概要

### 1 目的

この条例は、小規模企業が地域における経済の安定及び県民の生活の向上等地域において果たす役割の重要性を鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の持続的な発展を図ることにより、県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とします。

### 2 条例で使用する言葉の定義

#### (1) 小規模企業者

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

#### (2) 小規模企業関係団体

商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に係る団体をいいます。

### 3 条例の基本方針

小規模企業の振興は、小規模企業の活力が最大限に発揮されるための環境整備を図ることにより、その事業の持続的な発展を推進することを基本とします。

### 4 小規模企業の振興施策の大綱

基本方針に基づく小規模企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとします。

#### (1) 小規模企業の経営の改善及び発達の促進に関する施策

#### (2) 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進に関する施策

- (3) 国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進に関する施策
- (4) 創業の促進及び事業の承継の円滑化に関する施策
- (5) 小規模企業に必要な人材の育成及び確保に関する施策
- (6) 地域における経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進に関する施策
- (7) 県民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進に関する施策

## 5 県の責務

- (1) 県は、3の基本方針にのっとり、4の小規模企業の振興に関する施策を実施する責務を有します。
- (2) 県は、4の小規模企業の振興に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村、小規模企業関係団体その他の地域の多様な主体との緊密な連携を図るものとします。

## 6 財政上の措置

県は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## 7 市町村等への支援

県は、市町村及び小規模企業関係団体が取り組む小規模企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。

## 8 小規模企業者の努力

- (1) 小規模企業者は、基本方針にのっとり、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとします。
- (2) 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体その他の地域の多様な主体と連携するよう努めるものとします。

## 9 県民等の理解と協力

県民及び小規模企業の事業に関係のある者は、小規模企業の振興が県民の生活の向上と自立的で個性豊かな地域社会の形成及び活性化に寄与することを理解し、その持続的な発展に協力するものとします。

## 10 議会への報告

知事は、小規模企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

## 11 施行期日は、この条例が公布された日とします。

# 埼玉県小規模企業振興基本条例（仮称）の骨子案

## 目的

小規模企業は、地域に根差し、地元の需要に応え、雇用を担っている。頑張っている小規模企業を正面から支援することで、県経済の活性化・県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 基本方針

小規模企業の事業の持続的発展の推進

## 小規模企業振興施策の大綱

- ① 小規模企業の経営の改善及び発達の促進
- ② 多様なニーズに応えた商品の販売・役務の提供の促進
- ③ 新たな事業展開の促進      ④ 創業の促進・事業承継の円滑化
- ⑤ 人材の育成・確保              ⑥ 地域経済の活性化
- ⑦ 県民生活の向上・交流の促進

### 県の責務

・振興施策の実施  
・多様な主体との連携  
・市町村、商工団体などの小規模企業関係団体の取組支援  
・財政上の措置      等

### 小規模企業者の努力

・主体的な経営向上・改善  
・事業を通じた地域振興      等

### 県民等の理解・協力

・県民、小規模企業の事業に関係のある者による小規模企業の振興に関する理解・協力

高齡化・人口減少の中で、  
小規模企業の持続的発展を実現させることで、  
社会全体の活力を維持し、持続的な成長を実現